

四日市公害と環境未来館条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年3月30日

四日市市長 森 智 広

四日市市規則第26号

四日市公害と環境未来館条例施行規則の一部を改正する規則

四日市公害と環境未来館条例施行規則（平成27年四日市市規則第8号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(図書資料の館外利用) 第8条 (略) 2 (略) 3 館外で利用できる図書資料は、1人 <u>10冊以内</u> とし、利用期間は図書資料 の貸出しを受けた日の翌日から起算し て2週間以内とする。 4 (略)	(図書資料の館外利用) 第8条 (略) 2 (略) 3 館外で利用できる図書資料は、1人 <u>3冊以内</u> とし、利用期間は図書資料の 貸出しを受けた日の翌日から起算して 2週間以内とする。 4 (略)

第1号様式から第4号様式までを次のように改める。

第1号様式（第4条関係）

四日市公害と環境未来館資料館外貸出許可申請書

年 月 日

四日市市長

（申請者）住所

団体名

氏名（代表者）

電話

次のとおり館資料の館外貸出許可を申請します。

館外貸出する資料	資料名	点数	備考
館外貸出の期間	年 月 日から 年 月 日まで		
貸出利用の目的 及び方法			
運搬方法			

第2号様式（第4条関係）

四日市公害と環境未来館資料館外貸出許可書

第 号
年 月 日

（申請者）住所

団体名

氏名（代表者）

電話

四日市市長

次のとおり館資料の館外貸出を許可します。

館外貸出する資料	資料名	点数	備考
館外貸出の期間	年 月 日から 年 月 日まで		
貸出利用の目的 及び方法			
運搬方法			
許可の条件	1. 申請の目的以外に使用しないこと。 2. 資料等に損傷を与えた場合は、その損害を弁償すること。 3. 資料等の写真を掲載、収録、展示その他二次利用を行う場合は、改めて、四日市公害と環境未来館条例第5条の規定による特別利用許可の申請手続きを行うこと。		

第3号様式（第5条関係）

四日市公害と環境未来館資料特別利用許可申請書

年 月 日

四日市市長

（申請者）住所

団体名

氏名（代表者）

電話

次のとおり館資料の特別利用許可を申請します。

	資 料 名	備 考
特別利用する資料		
特別利用の日時 又は期間		
特別利用の目的		
※特別利用の方法		

※ 熟覧、模写、撮影など具体的に記入してください。電子媒体の館資料を利用する場合は、紙データもしくは電子データいずれの利用かを記入してください。

第4号様式（第5条関係）

四日市公害と環境未来館資料特別利用許可書

第 号
年 月 日

（申請者）住所
団体名
氏名（代表者）
電話

四日市市長

次のとおり館資料の特別利用を許可します。

	資料名	備考
特別利用する資料		
特別利用の日時 又は期間		
特別利用の目的		
特別利用の方法		
許可の条件	1. 申請の目的以外に使用しないこと。 2. 肖像権等の処理が必要な場合は、申請者において手続きを行うこと。	

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

(環境部四日市公害と環境未来館)